

豊中市危機管理対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 危機管理対策の総合的な推進を図るため、豊中市危機管理対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域防災計画に基づく施策の推進調整に関する事。
- (2) 国民保護計画に基づく施策の推進調整に関する事。
- (3) 強靱化地域計画に基づく施策の推進調整に関する事。
- (4) 危機管理対応方針に関する事。
- (5) 危機事態時における情報共有に関する事。
- (6) その他危機管理対策に係る事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、副市長をもって充てる。この場合において、委員長となる者は、危機管理課担当の副市長とする。

3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、推進会議の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 第2条の所掌事項に係る具体的事項を協議するため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長は危機管理課長を、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

4 幹事会は、協議事項に係る幹事のみで開催することができる。

5 幹事長は、協議のため必要があると認められるときは、分科会を設置することができる。

(分科会)

第7条 分科会は、協議事項に応じて幹事及び幹事長が指名する職員で構成し、協議事項の主担となる課の長が座長となる。

2 分科会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

(事務局)

第8条 推進会議、幹事会（以下「推進会議等」という。）の事務局は、危機管理課に置く。ただし、第2条第3号の事項に関する事務局は、経営戦略課に置く。

2 分科会の事務局は、危機管理課及び主担課とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月25日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月20日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表 1（第 3 条関係）

教育長，市立豊中病院事業管理者，上下水道事業管理者，危機管理監，総務部長，都市経営部長，都市活力部長，環境部長，財務部長，市民協働部長，福祉部長，健康医療部長，こども未来部長，こども家庭支援監，都市計画推進部長，都市基盤部長，会計管理者，市立豊中病院看護部長，同病院事務局長，上下水道局経営部長，同局技術部長，消防局長，教育委員会事務局長，同委員会教育政策監，市議会事務局長

別表 2（第 6 条関係）

危機管理課長，総務部行政総務課長，都市経営部経営戦略課長，都市活力部魅力文化創造課長，環境部ゼロカーボンシティ推進課長，財務部財政課長，市民協働部コミュニティ政策課長，福祉部地域共生課長，健康医療部保健安全課長，こども未来部こども政策課長，都市計画推進部住宅課長，都市基盤部交通政策課長，会計課長，市立豊中病院事務局病院総務課長，上下水道局経営部総務課長，消防局消防総務課長，教育委員会教育総務課長，選挙管理委員会事務局長，監査委員事務局長，農業委員会事務局長，市議会事務局総務課長